

## 【議案】

## 北海道特定調達契約苦情検討委員会運営要領の一部改正（案）

北海道特定調達契約苦情検討委員会運営要領（平成28年7月26日北海道特定調達契約苦情検討委員会議決）の一部を、次の新旧対照表のとおり改正します。

記

新（改正案）	旧（現行）
<p style="text-align: center;"><u>北海道特定調達契約等苦情検討委員会運営要領</u></p> <p>第1 趣旨 北海道特定調達契約等苦情検討委員会条例（平成28年北海道条例第19号）<u>第8条</u>に基づき、<u>北海道特定調達契約等苦情検討委員会</u>（以下「委員会」という。）の運営に関し必要な事項を定める。</p> <p>第2 委員会の開催 1 委員会は、次の場合に開催する。 (1) 苦情の検討を行うとき。 (2) 委員に改選があったとき。 (3) 事務局から委員に対し、特に提供すべき情報があるとき。 なお、特に提供すべき情報とは、おおむね次のようなものをいう。 ア 委員会に直接関係のある規程等の改正 イ 国等の苦情申立事案 ウ その他特に重要と認められるもの (4) その他委員長が特に委員会を開催する必要があると認めるとき。 2 委員長は委員会を招集しようとする場合は、書面により、会議の日時、場所及び議事をあらかじめ委員に通知する。ただし、緊急のため、やむを得ない場合は、この限りでない。</p> <p>第3 委員長の専決事項 1 委員長は、<u>特定調達契約</u>に関する苦情の処理手続（平成8年北海道告示第1337号）において委員会が決することとされている事項のうち次に掲げるものについては、委員会の議決を経ずに専決することができる。 (1) 苦情申立ての書類の不備に補正を求め、又は当該書類の不備（軽微なものに限る。）を補正すること。 (2) 苦情申立てを受理し、又は却下すること。 (3) 苦情処理手続への参加通知を受理し、又は却下すること。 (4) 関係調達機関に対して契約締結若しくは契約執行の停止を要請し、又は要請しないことを決定すること。 (5) 関係調達機関から、委員会の契約締結又は契約執行の停止の要請に従うことができない旨をその理由とともに通知された場合において、当該理由</p>	<p style="text-align: center;"><u>北海道特定調達契約苦情検討委員会運営要領</u></p> <p>第1 趣旨 北海道特定調達契約苦情検討委員会条例（平成28年北海道条例第19号）<u>第7条</u>に基づき、<u>北海道特定調達契約苦情検討委員会</u>（以下「委員会」という。）の運営に関し必要な事項を定める。</p> <p>第2 委員会の開催 1 委員会は、次の場合に開催する。 (1) 苦情の検討を行うとき。 (2) 委員に改選があったとき。 (3) 事務局から委員に対し、特に提供すべき情報があるとき。 なお、特に提供すべき情報とは、おおむね次のようなものをいう。 ア 委員会に直接関係のある規程等の改正 イ 国等の苦情申立事案 ウ その他特に重要と認められるもの (4) その他委員長が特に委員会を開催する必要があると認めるとき。 2 委員長は委員会を招集しようとする場合は、書面により、会議の日時、場所及び議事をあらかじめ委員に通知する。ただし、緊急のため、やむを得ない場合は、この限りでない。</p> <p>第3 委員長の専決事項 1 委員長は、<u>特定調達契約</u>に関する苦情の処理手続（平成8年北海道告示第1337号）において委員会が決することとされている事項のうち次に掲げるものについては、委員会の議決を経ずに専決することができる。 (1) 苦情申立ての書類の不備に補正を求め、又は当該書類の不備（軽微なものに限る。）を補正すること。 (2) 苦情申立てを受理し、又は却下すること。 (3) 苦情処理手続への参加通知を受理し、又は却下すること。 (4) 関係調達機関に対して契約締結若しくは契約執行の停止を要請し、又は要請しないことを決定すること。 (5) 関係調達機関から、委員会の契約締結又は契約執行の停止の要請に従うことができない旨をその理由とともに通知された場合において、当該理由</p>

改正案	旧規定
<p>が認めるに足りるものかどうかを判断し、その結果を苦情申立人及び関係調達機関に通知すること。</p> <p>(6) 代理人を承認し、及びその承認を取り消すこと。</p> <p>(7) 補佐人の出席を承認し、及びその承認を取り消すこと。</p> <p>(8) 苦情申立人、参加者及び関係調達機関の傍聴を許可しないこと。</p> <p>(9) 証人の出席を決定すること。</p> <p>(10) 委員会の公開を決定すること。</p> <p>(11) 公聴会の開催を決定すること。</p> <p>(12) 技術者等からの意見の聴取を決定すること。</p> <p>(13) 迅速処理の適用を決定すること。</p> <p>2 委員長は、専決をしたときは、当該専決の内容を直ちに他の委員に通知するものとする。</p> <p>第4 苦情申立てを受理した場合の公示方法  <u>特定調達契約等</u>に関する苦情の処理手続第5の6の規定に基づく委員会が苦情申立てを受理した場合の公示は、次により行うものとする。</p> <p>1 公示は、次に掲げる方法により行うものとする。</p> <p>(1) 北海道公報への登載</p> <p>(2) 本庁の掲示板への掲示</p> <p>(3) 委員会の庶務を処理する組織での掲示</p> <p>(4) 道のホームページへの掲載</p> <p>2 公示には、次に掲げる事項を記載するものとする。</p> <p>(1) 苦情の受付番号</p> <p>(2) 苦情申立人（匿名も可）</p> <p>(3) 苦情に係る調達機関名及び調達物品名・サービス名</p> <p>(4) 苦情の概要</p> <p>(5) 苦情処理手続への参加を希望する者が委員会へ通知しなければならない期日</p> <p>第5 議事録  委員会においては、議事録を作成する。</p>	<p>が認めるに足りるものかどうかを判断し、その結果を苦情申立人及び関係調達機関に通知すること。</p> <p>(6) 代理人を承認し、及びその承認を取り消すこと。</p> <p>(7) 補佐人の出席を承認し、及びその承認を取り消すこと。</p> <p>(8) 苦情申立人、参加者及び関係調達機関の傍聴を許可しないこと。</p> <p>(9) 証人の出席を決定すること。</p> <p>(10) 委員会の公開を決定すること。</p> <p>(11) 公聴会の開催を決定すること。</p> <p>(12) 技術者等からの意見の聴取を決定すること。</p> <p>(13) 迅速処理の適用を決定すること。</p> <p>2 委員長は、専決をしたときは、当該専決の内容を直ちに他の委員に通知するものとする。</p> <p>第4 苦情申立てを受理した場合の公示方法  <u>特定調達契約</u>に関する苦情の処理手続第5の6の規定に基づく委員会が苦情申立てを受理した場合の公示は、次により行うものとする。</p> <p>1 公示は、次に掲げる方法により行うものとする。</p> <p>(1) 北海道公報への登載</p> <p>(2) 本庁の掲示板への掲示</p> <p>(3) 委員会の庶務を処理する組織での掲示</p> <p>(4) 道のホームページへの掲載</p> <p>2 公示には、次に掲げる事項を記載するものとする。</p> <p>(1) 苦情の受付番号</p> <p>(2) 苦情申立人（匿名も可）</p> <p>(3) 苦情に係る調達機関名及び調達物品名・サービス名</p> <p>(4) 苦情の概要</p> <p>(5) 苦情処理手続への参加を希望する者が委員会へ通知しなければならない期日</p> <p>第5 議事録  委員会においては、議事録を作成する。</p>

説明

北海道特定調達契約苦情検討委員会条例の一部改正に伴い、関係規程の所用の整備を行うため、この要領の一部を改正しようとするものです。